

外貨普通預金規定（新旧対照表）

現行	改定案
3.（預金口座への受入れ） (1)この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨または店舗によっては受入れられないものもあります。 ①現金のほか、当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収書等（以下「証券類」といいます。）を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨 ②外国通貨のほか、当店を支払場所とする外貨建の証券類。ただし当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、決済が確認されたもの ③為替による振込金（外国からの振込も含みます。） ④他の自己名義の外貨預金勘定からの振替 (2)手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書受入文言等の必要があるものは、その手続きをすませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立を要する場合は、当社所定の手数料をいただきます。	3.（預金口座への受入れ） (1)この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨または店舗によっては受入れられないものもあります。 ①現金のほか、当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収書等（以下「証券類」といいます。）を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨。ただし、他行（りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。 ②外国通貨のほか、当店を支払場所とする外貨建の証券類。ただし当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、決済が確認されたもの ③為替による振込金（外国からの振込も含みます。） ④他の自己名義の外貨預金勘定からの振替 (2)手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書受入文言等の必要があるものは、その手続きをすませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立を要する場合は、当社所定の手数料をいただきます。
(2025年1月6日現在)	(2026年4月1日現在)